

【お泊りデイサービス竿燈通り】重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	お泊りデイサービス竿燈通り
所在地	〒010-0921 秋田県秋田市大町2丁目5番1号
管理者	高橋 卓
連絡先	TEL 018-895-7272 ・ FAX 018-895-7273
通常の事業の実施地域	秋田市・大仙市・潟上市

2. 営業日及び営業時間等

- 1) 営業日 毎週日曜日から土曜日まで
- 2) 営業時間 午後4時30分から翌日午前9時10分までとする。(基本)
- 3) 宿泊時間 午後4時30分から翌日午前9時10分までとする。(基本)

3. 事業所の設備概要等

定員	9名	医務室	1室
食堂	1室 142.13㎡	静養室	2室
機能訓練室		相談室	
浴室	1浴室 (浴室)	娯楽ルーム	〔食堂・機能訓練室に併設〕
宿泊室	7室		

4. サービス内容

ご利用者の身体状況や日常生活における状況を考慮し、ご利用者及びご家族の要望にできる限り治い、夜間や早朝など家族による介護が困難な時に提供します。

- | | |
|---------------|----------------------|
| 1) 食事の提供 | 7) 栄養管理、食事相談 |
| 2) 入浴 | 8) レクリエーション |
| 3) 日常生活における介護 | 9) その他日常生活に必要なサービス全般 |
| 4) 機能訓練 | 10) 宿泊サービス |
| 5) 生活相談 | 11) 保険外通所介護事業 |
| 6) 健康管理 | |

5. 短期滞在の宿泊サービス料金（一泊当たりの利用料金）

宿泊料	2,300円	
夕食	500円	
朝食	260円	
合計	3,060円	

注1) 介護保険適用外のサービスです。

注2) ご利用は「きらら通所介護事業所竿燈通り」をご利用されている方を優先させていただきます。

注3) 夕食は¥500-、朝食は¥260-となります。

6. 支払方法

基本的には当該月末締めにて請求書を作成してお渡しいたします。(事務処理の都合上、請求書は締め日翌月中旬の発送となります。) ご都合により現金支払または銀行振込等の方法を選択していただきます。お支払期限は請求書発効日から2週間以内となります。尚、銀行振込等の場合はご入金を確認された時点で領収書を発行いたします。

7. サービスの利用方法

- (1) ご利用申込み

まずは、お電話でお申込みください。

ご利用日等が決定後、サービス利用契約を締結いたします。

(2) ご契約の終了

①ご利用者の都合でサービス利用契約を終了する場合

文書でのお申し出により、いつでも契約を解除することが出来ます。

②自動終了

以下の場合、双方の通知が無くても自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合
- ・介護保険給付でサービスを受けられているご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

③その他終了

ご利用者（ご家族）が、サービス利用料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金の支払のお願い通知をしたにも関わらず、その通知後10日以内に支払が無い場合または支払の意思表示が無い場合や、ご利用者およびそのご家族等に契約の継続が難しい程の背信行為があった場合、または、事業所の止むを得ない事情（事業所の閉鎖および縮小等）により入所受入が不可能となった場合（この場合は契約開始の30日前までに文書で通知します）は、契約は終了となり、予約も無効となります。

8. サービス提供開始予定日

契約ならびに重要事項説明書等の説明を受け、ご利用者およびご家族が同意し、サービス提供開始となります。

サービス提供開始予定日は、令和____年____月____日です。

9. 事業所のサービスの特徴

(1) 運営の方針

「福祉コミュニティの創造」と「生き甲斐の創造」との基本理念に基づいて、暖かい心で満たされ、ご利用者の生き甲斐を尊重し、自尊心を損なうことなく、明るく健全な生活が営まれるように、良質な介護サービス（心のこもったサービス）を提供いたします。

(2) サービス利用の留意点〔事業所〕

事 項	有 無	備 考
従事者の研修	有	資質の向上のために、毎月1回実施しております。
サービスマニュアルの作成	有	各必要項目に具体的なマニュアルを作成しております。
男性介護職員の有無	有	入浴・排泄等の介助の場合等、ご利用者の希望により配慮します。
身体的拘束	無	基本的には行いません。（但し、社会通念上止むを得ない場合は別協議）

(3) サービス利用の留意点〔ご利用者〕

事 項	内 容
飲酒、喫煙	基本的に禁酒となります。喫煙については、所定の喫煙スペースにてのみ可能です。
設備、器機の利用	所定の方法に従ってご利用いただけます。
金銭、貴重品の管理	基本的には持ち込み禁止です。止むを得ない場合は事務室金庫でお預かりします。
所持品の持ち込み	日用品は可能です。
医療機関の受診	緊急時（体調不良時）はサービスを中止して受診可能です。
特定の宗教、政治活動	共同生活の場として、活動を制限および自粛していただきます。
ペット（動物等）	原則として、ペットの持ち込みはお断りいたします。

10. 緊急時の対応

ご利用者の身体状況の変化等緊急事態が発生した場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族および担当介護支援専門員に速やかに連絡をいたします。

11. 非常災害対策

非常災害（火災、地震等・その他）が発生した場合は、ご利用者の安全な避難等、適切な措置を講じます。尚、防災設備・防災責任者・総合避難訓練等は法令に従い、設置および実施いたします。事業所がご利用者に対して行うサービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかにご利用者のご家族およびご利用者の保険者である市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事業所がご利用者に対して行ったサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行います。

12. 秘密保持・個人情報保護

事業所および従事者は正当な理由無く、その業務上で知り得たご利用者およびそのご家族の秘密（個人情報）は、決して外部に漏らすことはいたしません。（法令を遵守します）また、この秘密保持を行う義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

また、サービスを円滑に提供するため、サービス担当者会議等において、関係機関等と情報を共有する目的で個人に関する情報が必要となる場合があります。事業所は、あらかじめご利用者から文書で同意を得ない限り、ご利用者およびご家族の個人情報を他の機関等へ提供しません。

尚、お客様向け発行紙やブログ等に写真を掲載させていただくことがあります。掲載を拒否される方は事前にお知らせ下さい。

13. 相談・苦情対応窓口および手順

【事業所の総合窓口】 相談・苦情受付窓口 管理者：高橋卓	〒010-0921 秋田市大町2丁目5番1 TEL：018-895-7272 FAX：018-895-7273
【事業所の窓口】 相談・苦情解決窓口 施設長：高澤壽	

苦情や相談があった場合は、ご利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、ご利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。また、相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じ、関係者へ連絡調整を行うとともに、ご利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

14. 虐待防止

【事業所の窓口】 相談・虐待受付窓口 管理者：高橋卓	〒010-0921 秋田市大町2丁目5番1 TEL：018-895-7272 FAX：018-895-7273
【事業所の総合窓口】 相談・虐待対応窓口 施設長：高澤壽	

事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、成年後見制度の利用支援や前項に定める苦情解決体制の整備および虐待防止に対する対応等、必要な措置を講じます。

また、虐待に関する相談等があった場合は、ご利用者の状況を詳細に把握するため訪問を実施し、厚生労働省令に則り、チェックリストを実施し、必要に応じて公的機関と連携を取り、虐待の防止及び善処に努めます。虐待が日常的に行われていることが確認できた場合、法令に則り速やかに市町村へ通報します。

15. 当社の概要

法人の名称	株式会社きららホールディングス
代表者の職・氏名	代表取締役 鈴木 嘉彦
本社の所在地	秋田県秋田市大町2丁目5番1
定款の事業目的に定める事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 不動産の売買、賃貸、仲介及び土地造成業 2. 解体業及び産業廃棄物処理業 3. 土石類の採取、加工及び販売 4. 漁業、農業、林業、酪農全般及びこれに関する加工品の生産、販売 5. 要介護者、病人及び身体障害者に対する入浴・食事・その他の日常生活における介護サービスに関する業務 6. 心身の障害及び高齢により日常生活を営むことに支障がある人に対する日常生活の介護、介助、健康管理を含む生活支援サービス業務 7. 各資格取得、育成のための研修及び養成に関する事業、社外における講義・講演・研修・講座等の企画、運営、実施並びに看護スタッフ・介護スタッフの教育業務 8. 介護保険法に基づく居宅サービス・地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス・介護予防支援・第1号訪問事業・第1号通所事業・第1号生活支援事業・第1号介護予防支援事業および介護保険外事業における一切の業務 9. サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム事業 10. 教育基本法及び児童福祉法に基づく認定こども園、保育所・学童保育運営事業・保育サービス 11. 医療福祉用電動ベッド、車いす並びに肌着、ねまき、おむつ等の介護用品の販売、賃貸 12. 介護用品及び介護機器の販売 13. OA機器及び周辺機器及びコンピュータソフトウェア・システムの企画・開発・製造・賃貸・販売・保守事業 14. 情報通信機器及び周辺機器の販売・賃貸・保守事業 15. インターネットのショッピングモール、オークションサイトの運営及び各種情報提供事業 16. マッサージ施術所並びに訪問マッサージ事業 17. 職業紹介事業 18. 労働者派遣事業 19. 建築工事、土木工事、電気工事・その他建設工事全般に関する企画、設計、監理、販売、施行、請負、保守事業 20. 運輸、運送業 21. 興業企画、運営 22. 輸出入業 23. 出版・広告業及び広告代理業 24. 県産品の加工、販売業 25. 飲食業及び食品宅配事業 26. 旅行業 27. 動物取扱業 28. 美術品購入、販売・賃貸業 29. 復興支援事業 30. 関係法令に定める資格取得、更新のための講義、講座、通信教育等の実施

	<p>及び教材・図書販売に関する事業</p> <p>31. 古物商</p> <p>32. 理美容業</p> <p>33. 小売業及び移動販売業</p> <p>34. 損害保険の代理業</p> <p>35. 生命保険募集に関する業務</p> <p>36. 発電および売電事業一般</p> <p>37. 一般医薬品販売業</p> <p>38. 前各号に付帯する一切の事業</p>
事業所	<p>ケアセンターきらら</p> <p>〒010-1106 秋田市太平山谷字中山谷 317-1 (短期入所生活介護事業所・通所介護事業所・介護予防通所事業所)</p> <p>きららアーバンパレス</p> <p>〒010-0921 秋田市大町二丁目5番1号 (サービス付き高齢者向け住宅・短期入所生活介護事業所・訪問介護事業所・通所介護事業所・保育園事業所・学童クラブ・訪問マッサージ・人材派遣・不動産)</p> <p>〒010-0932 秋田市川元開和町 1-35 東和ビル 1 階 居宅介護支援事業所</p>

